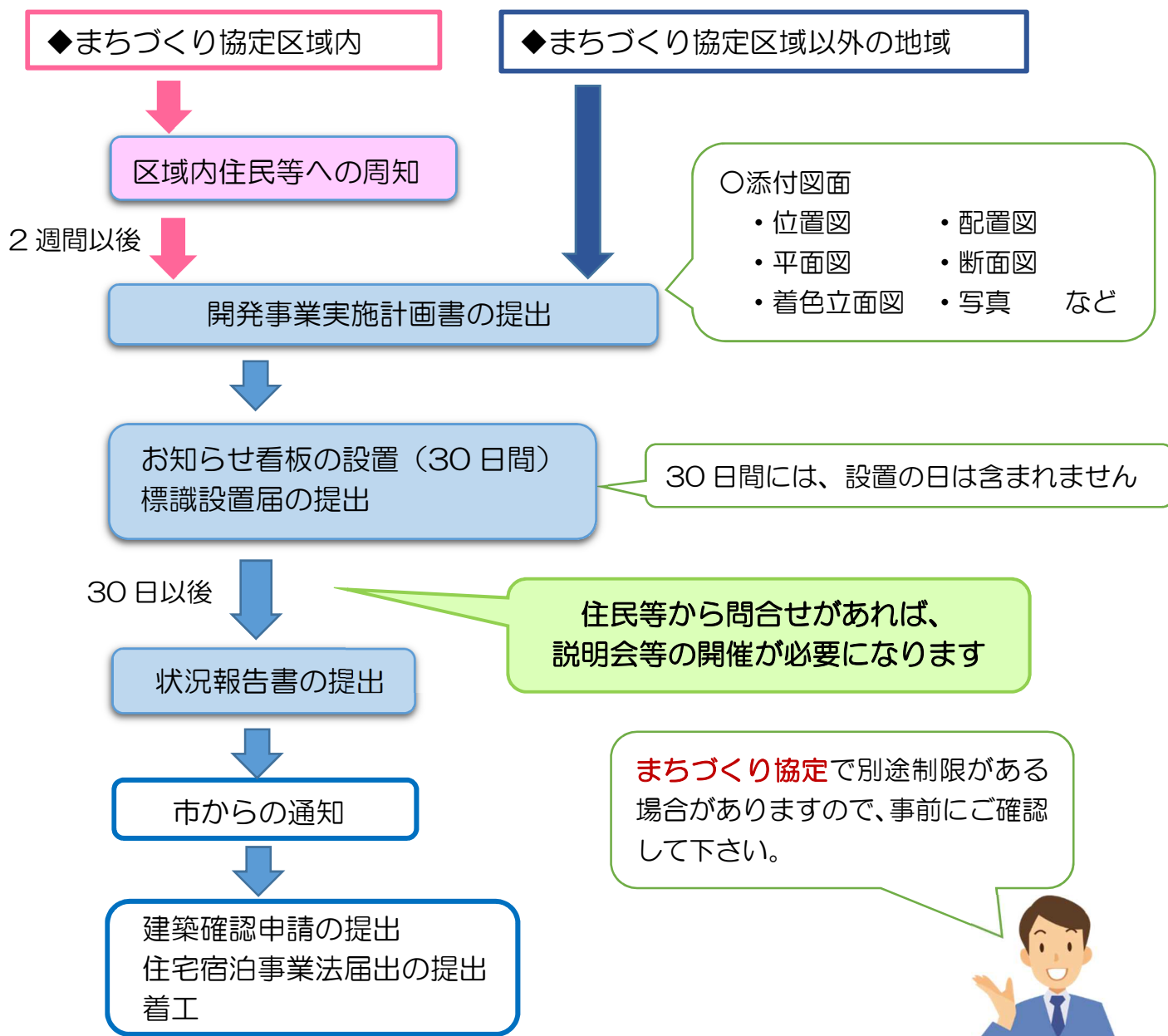


# 民泊（住宅宿泊事業）を始める場合は 事前にお知らせ看板の設置が必要です。

民泊（住宅宿泊事業）は、金沢市まちづくり条例による  
お知らせ看板の設置が必要となる施設です。（平成30年3月改正）  
事業を始める前に、下記の手続きを行って下さい。

## ■まちづくり条例の手続き



### ■まちづくり条例とは

「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」と  
「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」の一般的な呼称です。

## ■お知らせ看板の設置が必要な開発事業

一定の土地面積や建築物の高さ、用途における開発事業が対象になります。

※「開発事業」には、工事をせずに住宅を民泊（住宅宿泊事業施設）にする行為も含まれます。

	市街化区域	市街化区域以外
開発の規模	土地面積 3000 m <sup>2</sup> 以上	土地面積 1500 m <sup>2</sup> 以上
建築物の規模	住宅系用途地域 近隣商業地域（容積率 200%） 準工業地域 伝統環境保存区域 上記地域の周辺 10m 以内の地域	高さ 10m 超える
	近隣商業地域（容積率 300%） 商業地域（容積率 400%以下） 工業地域 上記地域の周辺 10m 以内の地域	高さ 15m 超える
施設に係る開発	畜舎、葬儀場、ペット霊園、 <b>住宅宿泊事業施設</b> 、簡易宿所、ホテル、旅館	
	住宅系用途地域 及びその周辺 10m 以内の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風営法第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる営業の用に供する施設（まあじゃん店、ぱちんこ店、ゲームセンターなど）</li> <li>・深夜に営業する集客施設</li> </ul>

詳しくは都市計画課までお問い合わせください  
TEL:076-220-2353

----- その他、民泊に関する相談窓口 -----

### 【住宅宿泊事業法に関すること】

金沢市保健所衛生指導課  
金沢市西念 3 丁目 4-25  
TEL:076-234-5114、FAX:076-220-2518

### 【まちづくり条例に関すること】

金沢市都市整備局都市計画課  
金沢市広坂 1 丁目 1-1  
TEL:076-220-2353、FAX:076-222-5119

### 【消防設備等に関すること】

金沢市消防局予防課  
金沢市泉本町 7 丁目 9-2  
TEL:076-280-2064、FAX:076-280-0020